

商工会会員のための大型共済制度!

ふれんど共済

熊本県商工会連合会が運営する
商工会会員及びその家族、従業員の福利厚生制度です。



1日あたり

わずか**60**円で
大きな補償を実現!

掛金は月々**1,800**円です

国内外24時間補償
フルカバー

事故日から(1年間限度)
365日補償!

掛金は年齢・職種・性別
に関係なく一律!

疾病(病気)入院見舞金
10万円

コロナもOK!!

新規加入は幅広く
6才～**80**才未満

傷害手術見舞金
5・10・20万円

 商工会

～お問い合わせは最寄りの商工会へ～



熊本県商工会連合会

熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館7階)
☎096(325)5161 URL:<http://www.kumashoko.or.jp>

【保障委託機関】

安心、信頼、ゆたかな未来へ。



熊本県火災共済協同組合

熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館5階)
☎096(325)3411 URL:<http://www.kumamoto-kyousai.or.jp>

1.ご加入の資格及び条件

- ◎商工会の会員及びその家族、会員の従業員及びその家族。商工会（商工会連合会を含む）の役職員及びその家族。
- ◎加入日現在、医師の加療中を除いて健康で正常な生活または就労中の方。

ご加入できる
年齢

満6才～80才未満

2.掛金について

月額 **1,800円**

- ※事業主負担の掛金は損金算入され、共済金は事業主に支払われます。
- ※掛金には、事務経費として月額100円が含まれています。
- ※加入は1人1口を限度とします。
- ※初回共済掛金は現金、2回目以降の共済掛金は口座振替での払込みとなります。

3.共済期間及び責任の始期

- ◎共済期間は初回共済掛金を払込んだ日の翌月1日の午前0時から1年とします。
- ◎ただし、保障の開始は初回共済掛金を払込んだ日の翌日の午前0時からとします。
- ◎契約期間（1年間）満了の日から2週間前までに、ご契約者からの申し出がない場合、ご契約は更新継続されます。
- ◎共済期間は満80才までとします。（ただし、共済期間開始月の前月末日までとします）

4.契約の失効

口座振替（1回目）が振替不能で、翌月の口座振替（2回目）も振替不能の場合、共済契約は失効となります。

5.補償内容について

死亡 (高度障害) のとき	※2 傷害による	500万円	事故の日から180日以内に死亡、または高度障害となった場合。
	※3 交通事故等の災害による	1,000万円	
後遺障害のとき	※4 傷害による	15万円～400万円	事故の日から180日以内に後遺障害となった場合。
	交通事故等の災害による	30万円～800万円	
傷害および交通事故等の災害による入院		1日 6,000円	治療期間が7日以上に及んだときは、事故の日から1年間を限度として1日目から支払います。
傷害および交通事故等の災害による通院		1日 3,000円	
疾病(病气)入院見舞金		10万円	疾病により医師の治療を受け、継続して30日以上入院になった場合、但し、同一の疾病により再入院する場合は、対象となりません。
傷害手術見舞金		手術内容に応じて 5万円・10万円 20万円	ケガの治療をするために医師による「手術」を受けた場合。ただし、1回の事故で複数の手術が重なった場合は、いずれか高い方の手術を支払の対象とし、重複しては支払いません。

●用語の解説●

※1 高度障害とは

次の身体の状態を言います。ただし、失明および機能の喪失は、完全かつ永久の場合に限り、手もしくは足の喪失は、手関節もしくは足関節以上の喪失とします。

- ①両眼の失明
- ②両手または両足の喪失
- ③片手と片足の喪失
- ④片手と片足の喪失と一眼の失明
- ⑤言語またはそしゃく機能の喪失
- ⑥終身自用不能

※2 傷害とは

※3および交通事故以外の外来の急激、かつ偶然な事故による身体の被害を言います。外的要因が急に加わり、予測していない事故で身体に損傷を被ったことを言います。従って、ヘルニア、腱鞘炎等のように長時間に渡っての症状は傷害ではなく一種の職業病と解されます。

※3 交通事故等の災害とは

- ①交通事故による傷害
ただし、被共済者の交通法令違反（無資格運転、酒酔運転）。その他約款の定めによるものは交通事故とはなりません。
- ②道路通行中の被共済者が、次に掲げる事故によって被った傷害
イ) 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのもの落下
ロ) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ハ) 火災または破裂、爆発
- ③建物の外壁の崩壊または建物の火災。ただし、崩壊または火災の発生時に被共済者が建物内にいた場合に限る。
- ④蒸気機関の爆発
- ⑤台風旋風
- ⑥落雷

※4 後遺障害とは

被共済者が傷害を被り、その直接の結果として身体の一部を失うか、または身体の機能に重大な障害を永久に残した状態を言います。

6.共済金をお支払いできない場合

- ①戦争変乱 ②自殺 ③腰椎ヘルニア、腰部捻挫などの慢性疾患、椎管内症、神経痛等の場合
- ④法定免責(故意、犯罪行為、刑の執行) ⑤加入日現在、医師の治療を受けていたことが判明した時
- ⑥次の疾病(病气)を直接原因として加入後1年以内に病气入院した場合は、病气入院見舞金はお支払いできません。悪性新生物(ガン、肉腫)、心臓病、血液病、結核、胃または腸潰瘍、高血圧、糖尿病、腎臓病

その他詳しくは傷害共済普通共済約款及び特約条項をご覧ください。